



あなたも、 経営革新 にチャレンジしてみませんか？

～あなたのお店・会社
をサポートします！～

◆中小企業が経営革新の承認を得ると、どんな効果があるのでしょうか？◆

(1) 様々な支援措置

経営革新の魅力として最もわかりやすいのは、国から「がんばる企業」として公認を受け、様々な支援措置を優先して受けられるようになります。

- ①金融面：国金等の特別利率の適用
無利子の高度化融資制度の活用
県制度資金の別枠設定 等
- ②税制面：設備投資減税（特別償却の利用等）
同族会社留保金課税の停止措置 等
- ③特許面：特許関係料金の半額軽減
- ④投資面：ベンチャーファンド等からの投資等
- ⑤販路開拓：展示会への出展案内
販路開拓の指導・支援
- ⑥国等の中小企業支援策の活用（補助金等）

詳しくは、知覧町商工会 もしくは 南薩地域広域指導センター(川辺町商工会内)までお問合せ下さい。
TEL:83-2531 TEL:56-0247 (広域担当：小原指導員)

売上の向上や利益の拡大を図るために、経営の新しい取組みを考えている方や、県の経営革新の承認を取得し、各種助成制度を活用しようと考えている方を支援します。

経営革新は“難しそう”と思われがちですが、自分の店や会社の経営を向上させたいと思う方は、全員対象となります。

(2) 事業の現状や課題がわかる

3～5年の中長期計画の立案により経営目標が明確化、又業界・マーケットの分析を通じ自社のポジションや課題がわかります。

(3) 組織力の向上

経営者自身が計画を紙に落としこむことで計画が目に見えるものとなり経営方針が全社員に浸透、士気向上につながり、全社一丸となって経営目標達成に努力する体制が実現。

(4) 業績、対外信用度アップ

目標が明確化するため、業績改善を図りやすくなります。又新分野への進出により新規開拓が図れ、売上増大につながります。やる気のある企業として公的機関のお墨付きをもらうことにより、他者評価が向上。

鹿児島県の最低賃金

守ろう！確かめよう！
この最低賃金

《地域別》	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	619円	H19.10.26	鹿児島県内で働くすべての労働者に適用。 (但し、下表の産業に該当する場合は、下表の額を適用)

《産業別》	時間額	効力発生日	適用範囲
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品デバイス製造業	677円	H20.1.13	次に掲げるものを除く。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入後6月未満で技能習得中の者 ③次の業務に主に従事する者 イ清掃又は片付け業務 ロ手作業による組線・取付等 ハ手作業による包装・箱詰等
百貨店、総合スーパー 従50以上	659円	H19.12.30	次に掲げるものを除く。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入後6月未満で技能習得中の者 ③清掃又は片付け業務に主に従事する者
自動車(新車)小売業	681円	H19.12.22	

最低賃金に関するお問合せ先
・鹿児島労働局 賃金室 (TEL:099-223-8278)
・鹿児島労働基準監督署 (TEL:099-214-9175)

新入職員紹介



経営指導員
かわの まさふみ
河野 正文
南大隅町(佐多)出身

このたびの人事異動に伴い、山内経営指導員の後任として大隅半島鹿屋市の吾平町商工会より着任いたしました。

4月には早速支部総会等に参加させていただき、各支部の自主的な活動の姿、また5月通常総会への多数のご出席に会員皆様の意識の高さを感じました。

市町村合併や経済のグローバル化等急激な社会構造の変化に伴い、地域企業の経営環境も近年大きく様変わりし、対応が求められております。

一方で、新しいことへの挑戦には適した時期ではないでしょうか。

支部や青年部等の活動・巡回等を通じまずは皆様に早く顔を覚えていただき、気軽に話しかけて貰えるよう、精進してまいる所存ですので、宜しくお願ひ申し上げます。

知覧町商工会 会報「ことだま」

平成20年度
第1号



発行 知覧町商工会 会長 蔵元 泰正
〒897-0302 鹿児島県南九州市知覧町郡 17,859
TEL:0993-83-2531 Fax:0993-83-2901
ホームページ <http://tiran.kashoren.or.jp>
代表メール tiran-s@kashoren.or.jp

発行日 平成20年6月10日

知覧町商工会第48回通常総会(会員332名)が去る5月20日(火)、185名の出席のもと知覧パラダイスで開催され、蔵元会長は冒頭のあいさつで、『今年度、当会は県指導監査で指摘された商工会費徴収基準という組織運営の根幹を改正する重要な年度であるとともに、



冒頭あいさつを述べる蔵元泰正会長

新しい時代に向けた転換期でもある。厳しい経営環境下では、事業者の自主活動、自己創造、自助努力、行動力は経営者の基本である。各支部の自助努力による自らの組織活動に参加しながら、地域活性化に結びつけ、商工会員としてのメリットを引き出していきたい。商工会は地域の総合経済団体・指導団体として広域的視野に立った事業活動と、本来業務である金融・税務・経理・労働等に関する相談事業に専念できる事務局体制を構築し、会員のための商工会を目指していくため、会員皆様のご協力とご支援をいただきたい。』と述べ、議長に西垂水武志青年部長を選出、全議案すべて原案通り承認可決されました。



真茅重治理事の永年の功績に対し県商工会連合会長表彰が授与されました。

「ことだま」とは、一般的には日本において言葉に宿ると信じられた霊的な力のこと。言魂とも書く。清音の言霊(ことたま)は、森羅万象がそれによって成り立っているとされる五十音のコトタマの法則のこと。そこで商工会は会員総意のもと支えられ、成り立ち、地域経済指導団体の要として「ことだま」を引用しました。



今年も多くの会員皆様のご出席をいただきました。誠にありがとうございました。

知覧町商工会 会費徴収基準の改正について

昨年11月の県指導監査の中で、当会の会費徴収基準が1会員あたりで県下でも低い額にあり、県補助金交付要綱に照らしそぐわない状況と指摘、改正の指導を受け、当会では種々の経緯を踏まえ、来る3商工会の合併を前に基準会費を改正するべく、今年1月に各支部毎の事前説明会を実施、また4月には各支部総会においても説明、事前了承を得る努力を講じて参りました。このたびの通常総会でご承認を頂きまして、誠にありがとうございます。

これにより、県補助金要綱が要求する基準を満たすのは勿論の事、来る合併協議等においても他の商工会と同じテーブルに並び、当会員に不利益をきたさないよう意見・主張等を通していくための条件が整備されたところでございます。
 なお、今般の改正により、会費の納期が7月と11月の年2回となりました。
 会員皆様の尚一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一 会費の徴収基準			
区 分	金額(円/月)	備考(年額)	
個 人	700	8,400	
法 人	有限会社	1,500	18,000
	株式会社		
	その他		
金融機関	5,000	60,000	
賛助	個人	700	8,400
会員	法人	1,500	18,000
定款会員	1,500	18,000	
一 会 費 の 納 期			
年2回、7月と11月(又は一括納入も可)			

青年部・女性部・法青会 合同「商工会の日」清掃作業を実施

6月9日(月)、知覧町商工会青年部・女性部、南薩法人会知覧地区会青年部会の3団体60名が参加し、「商工会の日」清掃作業を行いました。

高所作業車を使った中郡地区の街路灯の清掃、上郡地区の観光バス駐車場の草刈り、県道沿いのゴミ拾い・植え込みの草取りの清掃作業を行いました。県内の各商工会では、毎年6月10日の「商工会の日」を記念してボランティア活動を行っております。



県信用保証協会から優良商工団体の感謝状を受賞!



平成20年5月22日(木)
商工会事務所にて

県信用保証協会では信用保証業務の推進に優れた実績をあげた商工団体に表彰を贈る制度があり、当商工会は3年連続の表彰を受けました。これは、各年度末における県制度資金の保証債務残高の増加率および同年度平残代弁率等を勘案し選定されるものです。

なお、当商工会が表彰を受けた過去3年の実績は下記のとおり。

受賞年度	順位	保証債務残高	対前年度比	平残代弁率
19年度分	2位	487,877千円	132.77%	0.00%
18年度分	2位	367,470千円	130.31%	0.00%
17年度分	1位	282,002千円	167.60%	0.00%

知覧・川辺・穎娃 3商工会の合併協議がスタート

～「南九州市地区商工会合併対策合同研究会」が始動～

「3商工会合併の研究会活動の推進」は今年度事業計画の中でも重点項目にあげているところではありますが、去る6月5日(木)、川辺町商工会館にて第1回の合同研究会が開催され、知覧・川辺・穎娃3商工会の合併に向けた取組みが本格的にスタート致しました。

県商工会連合会の米澤企画調整課長より、県内商工会合併の現状と問題点に関し説明がなされ、続く協議に於いては、4月に開催された3町会長会議決定事項の確認と合同研究会の事業計画案・予算案が承認されました。

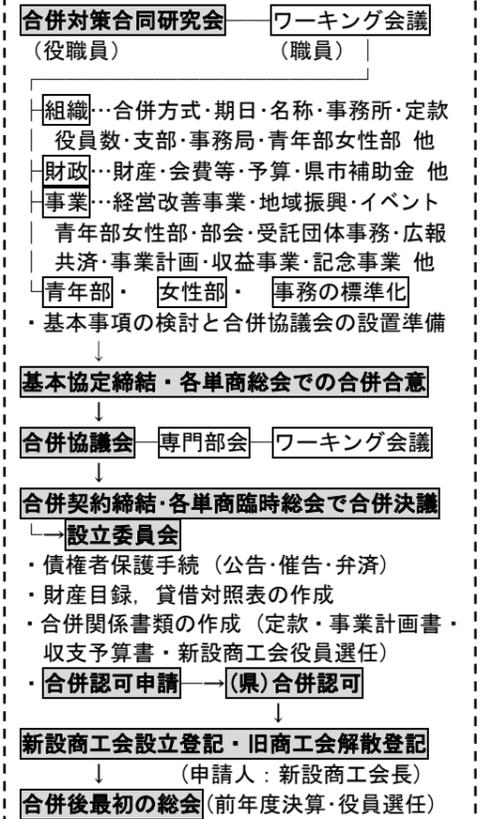
合同研究会の会長に川辺町の前野会長、副会長に穎娃町川畑会長と当会蔵元会長、他各商工会より副会長2名づつ、役員6名づつ、事務局(事務局長・指導員)の委員構成で、並行して開催する事務局職員によるワーキング会議で各協議事項の細部を詰めてできた案を合同研究会で協議・検討し、まずは各商工会総会での合併合意に向けて進めていくこととなります。

会議終了後、3商工会長合同で、霜出南九州市長へ合併研究会の事業開始報告のあいさつを行いました。

進捗については今後折にふれて会員皆様にご報告致します。



商工会合併までの流れ【新設合併】



国金のマル経制度 が利用しやすくなりました! 低利固定・無担保・無保証人

◆ご利用いただける方◆

- ・従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人、個人事業主の方
- ・最近1年以上商工会地区内で事業を行っている方
- ・商工会の経営指導を原則6ヵ月以上受けている方
- ・税金(所得税法人税事業税等)を完納している方
- ・国民生活金融公庫の非対象業種等に属さない方

◆ご融資の条件◆

- ・貸付限度額: **1,000万円**
- ・返済期間: 運転資金5年以内、設備資金7年以内
- ・利率: **年2.15%**(H20.5.16現在)
- ※平成20年度より、生活衛生関係営業(飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業美容業、映画・演劇・演芸場、旅館業、浴場業、クリーニング業)の方も、運転資金に加え設備資金のご利用が可能となりました。

◆こんな時にご活用下さい◆

- ・運転資金(仕入、手形決済、給与・ボーナス支払等)
- ・設備資金(工場店舗新築改装、車両・機械設備購入等)

【申込時の提出資料】

◆個人事業主の方◆

- ・前年、前々年の確定申告書(控)
- ・税金の領収書又は納税証明書
- ・見積書、カタログ等(300万円以上の設備資金)

◆法人企業の方◆

- ・前年、前々年の決算書
- ・決算6ヵ月以上経過の場合は最近の試算表
- ・税金の領収書又は納税証明書
- ・法人の登記簿謄本
- ・見積書、カタログ等(300万円以上の設備資金)

詳しくは、商工会までお問合せ下さい。